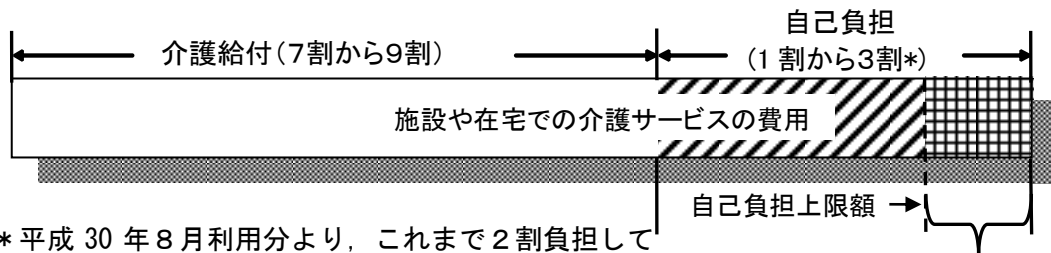


高額介護（介護予防）サービス費のあらまし

□ 自己負担と高額介護（介護予防）サービス費

介護保険のサービスを受けたときは、原則として費用の1割から3割*を自己負担して、7割から9割が保険から給付されます。

高額介護（介護予防）サービス費とは、家計への影響に配慮して、負担が著しく高額にならないように、自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合に、超えた分が介護保険から払い戻される制度です。



*平成30年8月利用分より、これまで2割負担していた方のうち、一定以上の所得がある65歳以上の方は3割負担となっています。

**高額介護(介護予防)
サービス費として払い戻し**

□ 所得に応じた上限額の設定

高額介護（介護予防）サービス費の支給要件や自己負担の上限額等は、施設サービスや在宅サービスに必要な費用の負担が家計に与える影響を考慮して定められていますが、とくに低所得者への配慮がなされており、次のような区分で設定されています（令和3年8月利用分から負担上限額が細分化されます）。

<令和3年7月利用分まで>

| 判定基準（利用者負担区分） | 負担上限額（月額） |
|--------------------------------|------------|
| 市民税課税～現役並み所得者 | 世帯 44,400円 |
| 世帯全員が住民税非課税 | 世帯 24,600円 |
| 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等 | 個人 15,000円 |
| 生活保護の受給者の方等 | 個人 15,000円 |

<令和3年8月利用分から>

| 判定基準（利用者負担区分） | 負担上限額（月額） |
|---|--------------|
| 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上 | 世帯 140,100 円 |
| 課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満 | 世帯 93,000 円 |
| 市民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満 | 世帯 44,400 円 |
| 世帯全員が住民税非課税 | 世帯 24,600 円 |
| 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等 | 個人 15,000 円 |
| 生活保護の受給者の方等 | 個人 15,000 円 |

※ただし、住民税を課税されている方がいる世帯において、次のすべてに該当する場合は年間の上限額が 446,400 円に設定され、月額では上限を超えなくても高額介護（介護予防）サービス費が支給される場合があります。

- ① 世帯内にいる 65 歳以上の方全員の介護保険利用者負担割合が 1 割
- ② 世帯内に現役並み所得相当の 65 歳以上の方がいない

注意 1 施設サービスの場合、高額介護（介護予防）サービス費の対象となる自己負担額には、施設における食費・居住費の負担額や保険給付外のサービスの利用者負担は含まれません。

注意 2 居宅サービスの場合、高額介護（介護予防）サービス費の対象となる自己負担額には、福祉用具購入費・住宅改修費の利用者負担、通所または短期入所サービスにおける日常生活費や保険給付外のサービスの利用者負担は含まれません。

※給付を受ける権利は、2 年を経過したときには時効により消滅します。（介護保険法第 200 条）

消滅時効の起算日 … 高額介護（介護予防）サービス費は月毎に算定されるため、サービス提供月の翌月 1 日（自己負担支払日がそれ以降の場合には支払日の翌日）となります。